

令和7年2月18日

金融機関 各位

滋賀県信用保証協会
総務企画部企画デジタル課

滋賀県制度融資に係る申込期限および融資実行期限について

平素は、当協会の保証業務運営につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、滋賀県制度融資に係る下記資金については、保証申込期限および融資実行期限が滋賀県制度融資資金別要領にて規定されております。

つきましては、該当制度融資について利用を検討される場合においては、定められた期限内に申込（当協会必着）をしていただき、期限内に融資実行（貸付実行報告を処理）していただきますようお願いいたします。

なお、中小企業者等からの申込や相談等があった際には、迅速にご対応いただくとともに、可能な限り令和7年3月25日（火）までに貸付実行いただきますようお願いいたします。

なお、令和7年3月25日（火）以降の実行となる場合は、年度内の処理のため別途、貸付実行報告（所定の書式）をFAXで保証協会事務統括課宛に送付くださいますようお願いいたします。

繁忙時期のお忙しいところ恐れ入りますが、ご協力くださいますようお願いいたします。

以上、各営業店様、ご担当者様にご周知いただきたくご配慮方よろしくをお願いいたします。

記

【対象となる滋賀県制度融資】

制度名	保証書表記	申込期限 ※1	実行期限 ※2
政策推進資金 （がんばる企業応援枠）	政策がんばる	令和7年 2月28日（金）	令和7年 3月25日（火）
短期事業資金 （原油価格・物価高騰対応枠）	短期原油物価		

※1 必要書類完備のうえ保証協会に申込いただく期限です。

※2 同日以降（令和7年3月26日（水）～3月31日（月））の実行となる場合については、別途「様式11 貸付実行報告書（別様式）」をFAX送信等にて令和7年3月31日（月）（協会必着）となるようご提出ください。

様式等詳細は次ページ『対象となる県制度融資の申込（貸付実行）期限の取扱いについて』をご参照ください。

以上

【お問い合わせ先】
滋賀県信用保証協会
総務企画部 企画デジタル課 岡・阪本
TEL：077-511-1310

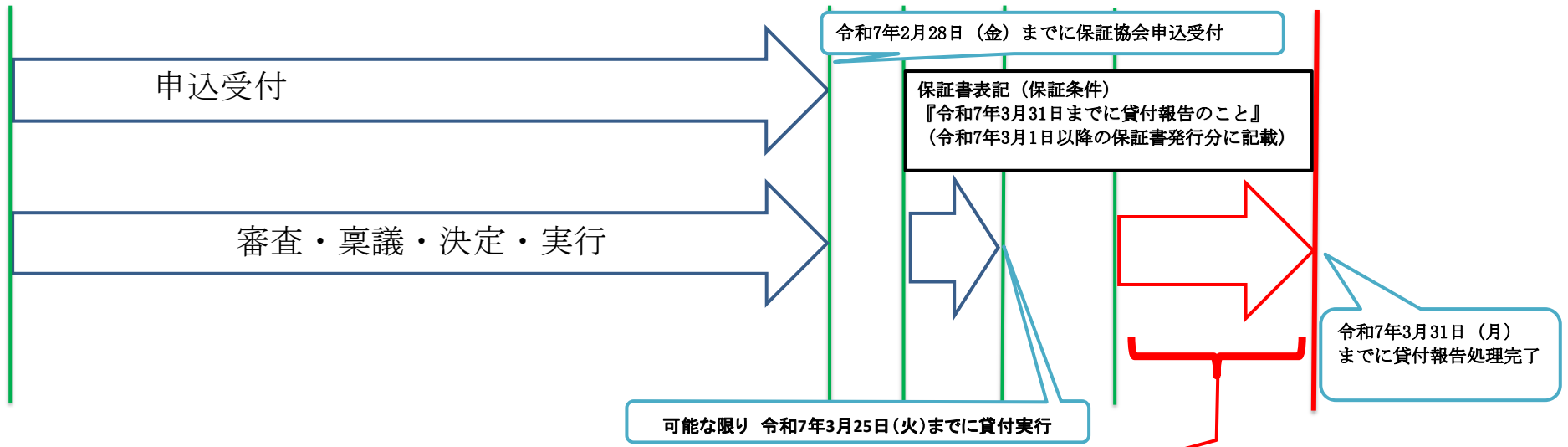
対象となる県制度融資の申込（貸付実行）期限の取扱いについて

対象制度

- ① 政策推進資金（がんばる企業応援枠）
- ② 短期事業資金（原油価格・物価高騰対応枠）

R6. 4. 1

R7. 2. 28 申込受付期限 R7. 3. 1 保証決定 R7. 3. 25 貸付実行 R7. 3. 26 貸付実行 R7. 3. 31 貸付実行期限



【お願い】 令和7年3月26日（水）以降に貸付実行を行う場合

貸付実行後に別途『様式11 貸付実行報告書（別様式）』をFAX等で保証協会事務統括課宛に送付下さいますようお願いいたします。
 （実行処理を年度内に行う必要があるため令和7年3月31日（月）協会必着）

【様式所在】
 当協会HP 金融機関様専用ページ
 信用保証のてびき－様式集<保証業務編>－2. 様式

【FAX送信先】
 滋賀県信用保証協会 保証部 事務統括課
 ☎ 077-511-1325
 Fax 077-524-7030

年 月 日

滋賀県信用保証協会 殿

金融機関名
 (担当者)
 (連絡先 - -)

貸 付 実 行 報 告 書 (別様式)

下記貸付実行分については、本紙にてご報告致します。

記

保証年月日	年 月 日			
被保証人				
顧客番号				
保証番号				
貸付(割引)金額	円	貸付(割引)利率	(年利/月利)	%
始 期	年 月 日	終 期	年 月 日	
返済方法 1	年 月 日から 年 月 日まで か月毎に			
返済金額 1	円			
返済方法 2	年 月 日から 年 月 日まで か月毎に			
返済金額 2	円			
初回・最終回	年 月 日に 円			
約定返済日	日			